

保護者各位

立正大学附属立正中学校・高等学校

校長 大場 一人

## 出席停止について

生徒が、下記の病気になった場合、学校保健安全法の定めるとおり出席停止になります。完全に治るまで登校を見合わせて下さい。出席停止の期間につきましては症状により異なります。登校の際に、必ず医師の診断を受け、下記の登校許可書を学校へ提出してください。なお、医師から、感染の恐れがないと認められた時はこの限りではありません。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則）	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がか皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
その他の感染症	病気によって異なるが、「症状の回復後、全身状態が安定するまで」

※その他の感染症とは、上記以外で医師が認めたもの。

※出席停止措置の期間は、欠席扱いになりません。

----- 切り取り -----

## 登校許可書

中・高 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は平成 年 月 日より頭書の疾病で療養中のところ

軽快したので平成 年 月 日より登校をしてよいことを証明します。

病名（ \_\_\_\_\_ ）

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_